

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 12 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字上小田2201番地

氏 名 株式会社SUMCO

生産技術本部 九州事業所

事業所長 龍田 次郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-71-6525 (佐賀設備管理課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社SUMCO 生産技術本部 九州事業所
事業場の所在地	佐賀県杵島郡江北町大字上小田2201番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路
② 事業の規模	4,749百万円
③ 従業員数	564名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(1)のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(2)のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.753 t	49,339 t
	(これまでに実施した取組) ・ IS014001の目標項目に「産業廃棄物排出量の抑制」を設定して、排出量の抑制に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.690 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、IS014001の目標項目に「産業廃棄物排出量の抑制」を設定して、取り組みを継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 種類ごとに、保管場所を設けて分別徹底を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き、分別徹底を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
（これまでに実施した取組） ・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.753 t	49.339 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	0.753 t	49.339 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者への処理委託の推進を図っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.690 t	0.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	0.690 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油については引き続き、再生利用業者への処理委託の推進を図る。 ・廃酸については原料洗浄設備停止。稼働予定がない為、目標数値を0とする。		
【前年度（令和 5年度）実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	50.092 t	
	(今後実施する予定の取組) ・すべて電子情報処理組織を使用しており、今後も使用を継続していく		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から取終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

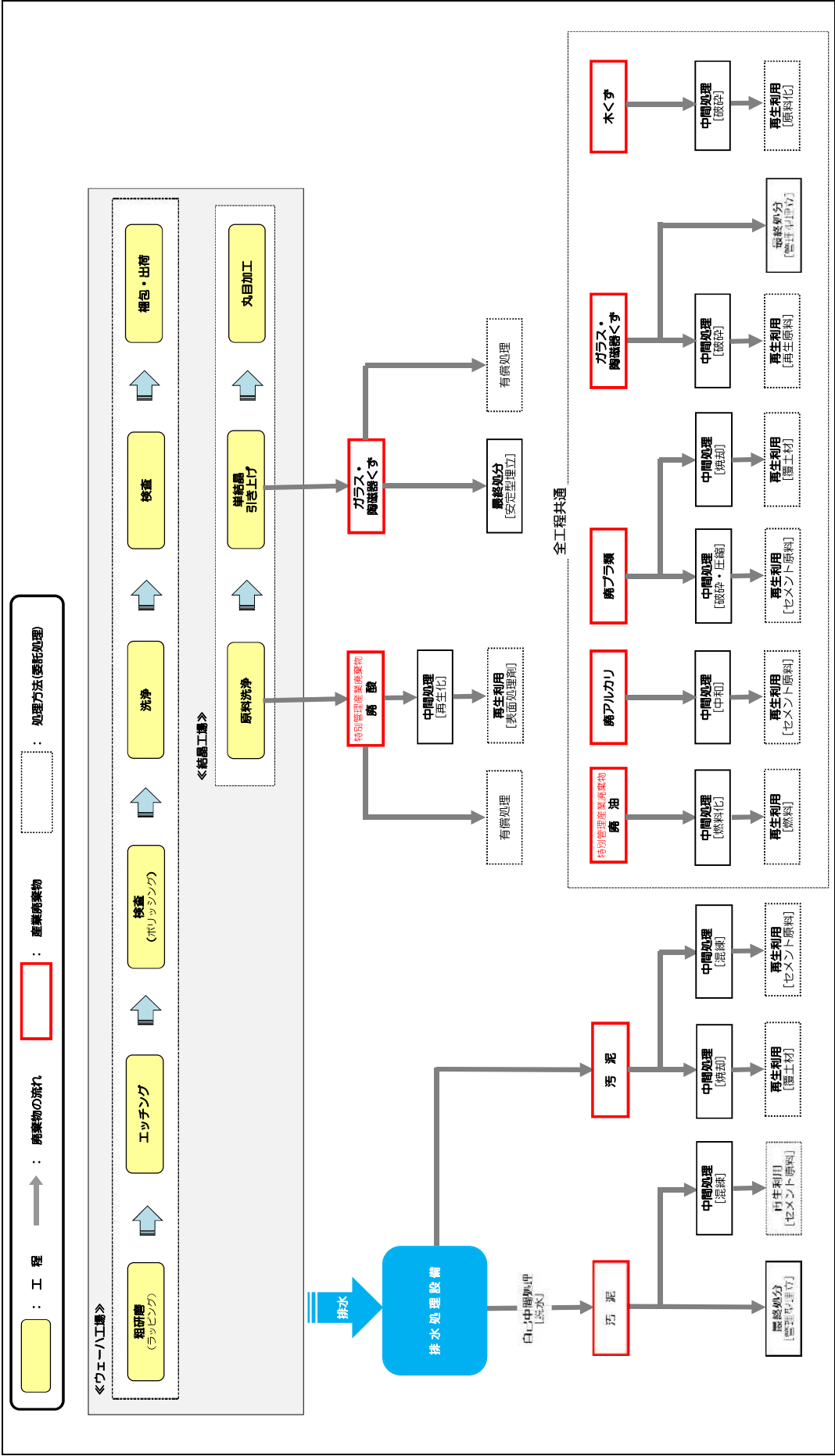
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

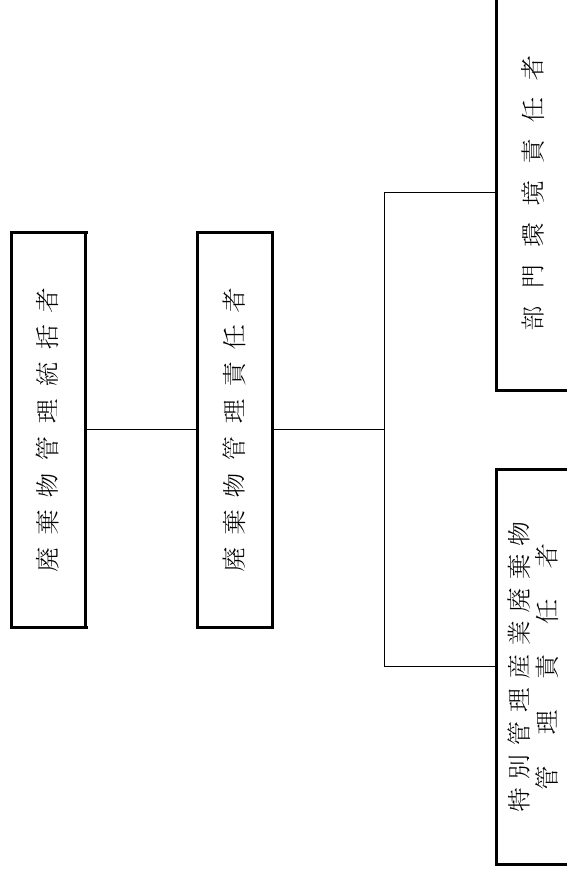
8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙(1) ... 産業廃棄物の一連の処理の工程



廃棄物管理の組織体制



各責任者の業務分担

〔廃棄物管理統括者〕

廃棄物管理統括者は、工場長とする。廃棄物管理に必要な責任者を配置し、廃棄物管理の責任と権限を与える。環境統括役員および統括環境管理責任者の指揮および経営資源の用意を受け、廃棄物の削減・再資源化の推進を図る。

〔産業廃棄物管理責任者〕

産業廃棄物管理責任者は、廃棄物管理全般を主管する部門の長とする。廃棄物主管業務を統括する。廃棄物処理に関する重要な情報および結果は、廃棄物統括管理者および社内関係者へ通知する。また、必要に応じ、社外へも対応する。

〔特別管理産業廃棄物管理責任者〕

有資格者から選任する。特別管理産業廃棄物の管理全般業務を遂行する。

〔部門環境責任者〕

環境責任者は、各部門の部長とする。自部門で発生する廃棄物の発生部門業務を管理する。